

# 第2段階において分社化した場合の 制度面に関わる課題について

2014年7月30日  
東京電力株式会社

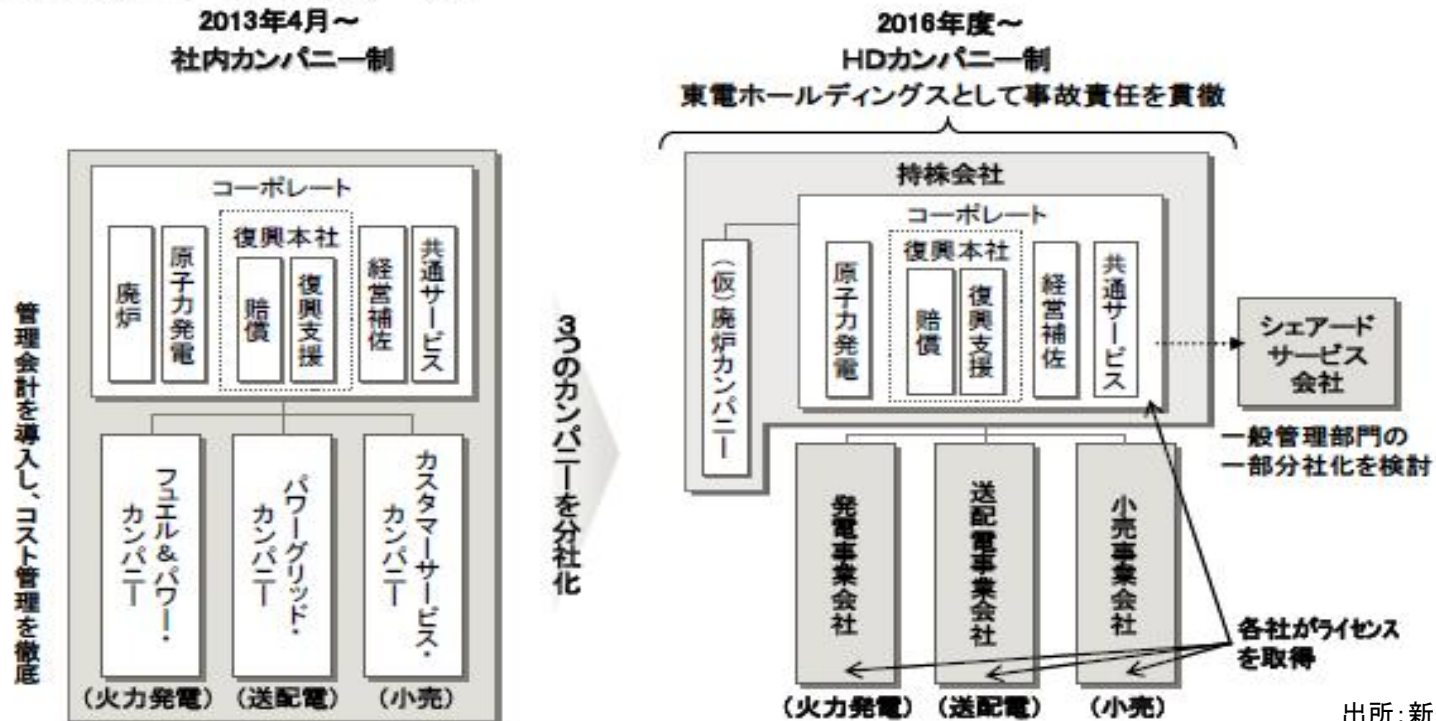
# 1. ホールディング(HD)カンパニー制の導入 - 「新・総合特別事業計画」(2014年1月15日)より抜粋

【新・総合特別事業計画(p61)より】

「賠償、廃炉、復興推進等に全力で取り組み福島原子力事故の責任を貫徹するとともに、低廉で安定的な電力供給を持続していくため、東電は、徹底した経営合理化を行い、アライアンス等による経営改革を推し進め、事業成長・競争力強化に取り組む。」

「これらを実現していく体制として、東京電力は、電力システム改革の第2段階として「発電」、「送配電」、「小売」の各事業に対するライセンス制が導入される2016年4月を目途に他の一般電気事業者在先駆けて発電送電分離を行い、3つのカンパニーを分社化したHDカンパニー制を導入する。」

【HDカンパニー制移行イメージ】



出所:新・総合特別事業計画(p63)

# 1. HDカンパニー制の導入に伴う対応状況と制度面の課題

- HDカンパニー制を導入し、各事業会社の法人格を分けることにより発生する課題については、2016年4月以降の円滑な事業運営が可能となるよう検討しているところ。

## 課題1 小売と送配電の分離に伴う課題(営配分離)

- 送配電事業の中立性・公平性を担保するため、原則として、小売と託送(送配電)の業務はそれぞれ独立して行う。
- 一方で、第5回制度設計WGで示されたとおり、①お客さまの利便性を損なうこと、②安定供給に支障が生じること、③業務効率性を著しく損なうことは避けるべきであり、これらとの両立を図る必要。

## 課題2 送配電と発電の分離に伴う課題

- 送配電事業会社が原則電源を保有しなくなる中で、エリアの需給運用と、自社の需給運用がそれぞれ適切に行われる体制を整備する必要。

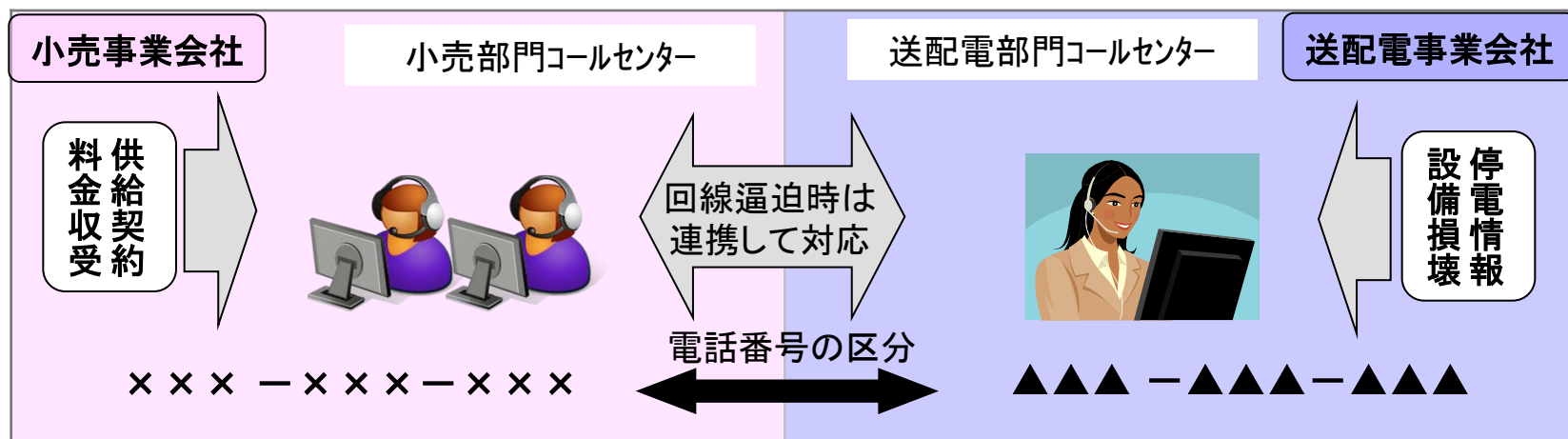
## 課題3 その他 経営全般に関わる課題等

- 原子力、社債権者の保護、会計制度 等

## 2. 小売と送配電の分離に伴う課題 ①コールセンター

- 送配電事業者による停電・設備に関する電話受付業務は、平常時と事故時で業務量が大きく異なることから、一定の範囲内で小売部門と送配電部門の業務連携を認めるべきとの方向性が示されたところ(第5回制度設計WG)。
- 送配電事業者が、事故時に電話回線が逼迫し、お客さまからの問い合わせに対応できなければご不便をお掛けすることになるが、事故時のために多大な電話受付要員を常時抱えることは著しく非効率。そのため、送配電事業者が小売事業会社に受付業務を委託する方向で検討中。
- なお、①送配電事業者と小売事業者の電話番号を明確に区分する、②受委託契約において情報の取り扱いを明確化するなど、行為規制上必要な対策を実施する。

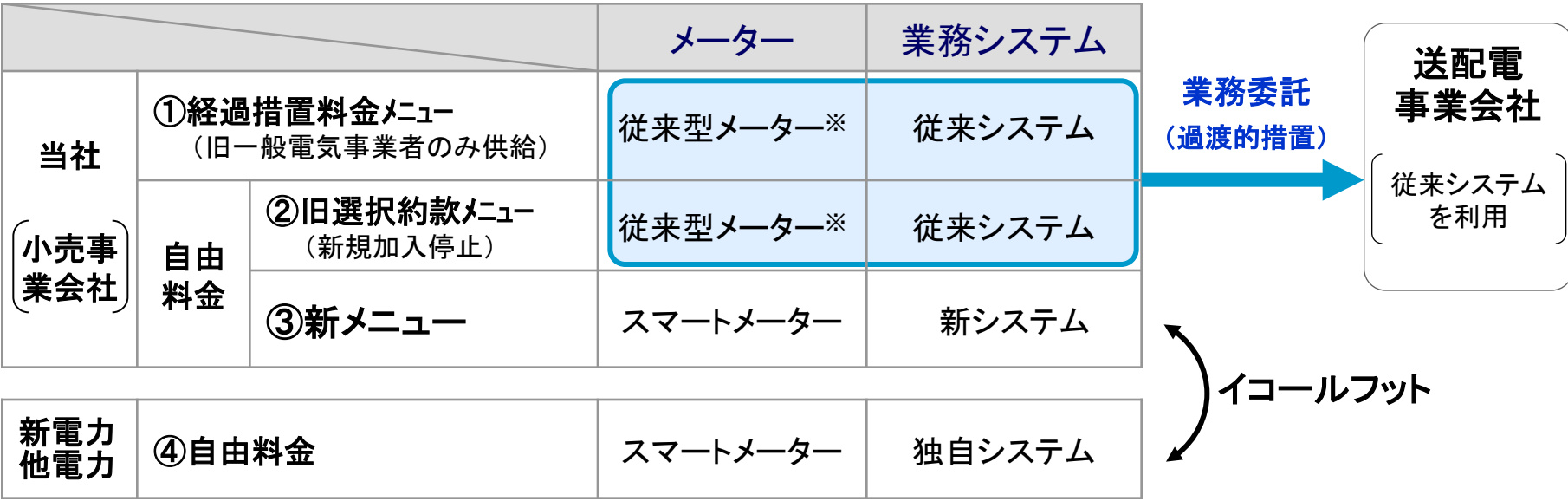
### 【電話受付体制(例)】



- 平常時は、供給契約・料金收受の問い合わせ対応等が中心である一方、停電・設備損壊発生時には一時的に入電数が急増するため、回線逼迫時に連携して対応できるよう、送配電事業者が受付業務を小売事業会社に委託
- 停電情報、復旧状況等については、他の小売電気事業者及びそのお客さまからの問い合わせにも等しく対応。

## 2. 小売と送配電の分離に伴う課題 ②現業業務

- 営業現業部門(新增設手続・契約項目の入力・管理、料金計算等)はこれまで小売・託送業務を一体的に運営してきたが、HDカンパニー制導入により小売事業会社と送配電事業会社にそれぞれ分割することとなる。
  - 送配電事業会社では、従来型メーターの検針業務等を当面行うために従来システムを使う一方で、スマートメータを前提とした新たな自由料金メニュー(以下「新メニュー」)については、小売事業会社が新システムを構築する予定。ただし、経過措置メニューや旧選択約款メニューは、新システムへの移行が困難であり、従来システムを使わざるを得ないため、当該業務を小売事業会社から送配電事業会社に委託し、業務効率性を著しく損なわない体制とする方向で検討中(第3段階以降における最終保障供給に係る業務への対応も考慮)。
- ※ 経過措置メニューは旧一般電気事業者のみが対象で、第3段階以降において解消予定。  
 旧選択約款メニューは新規加入を停止し、第3段階までに新メニューに移行。  
 債権回収業務等は小売事業会社で実施。

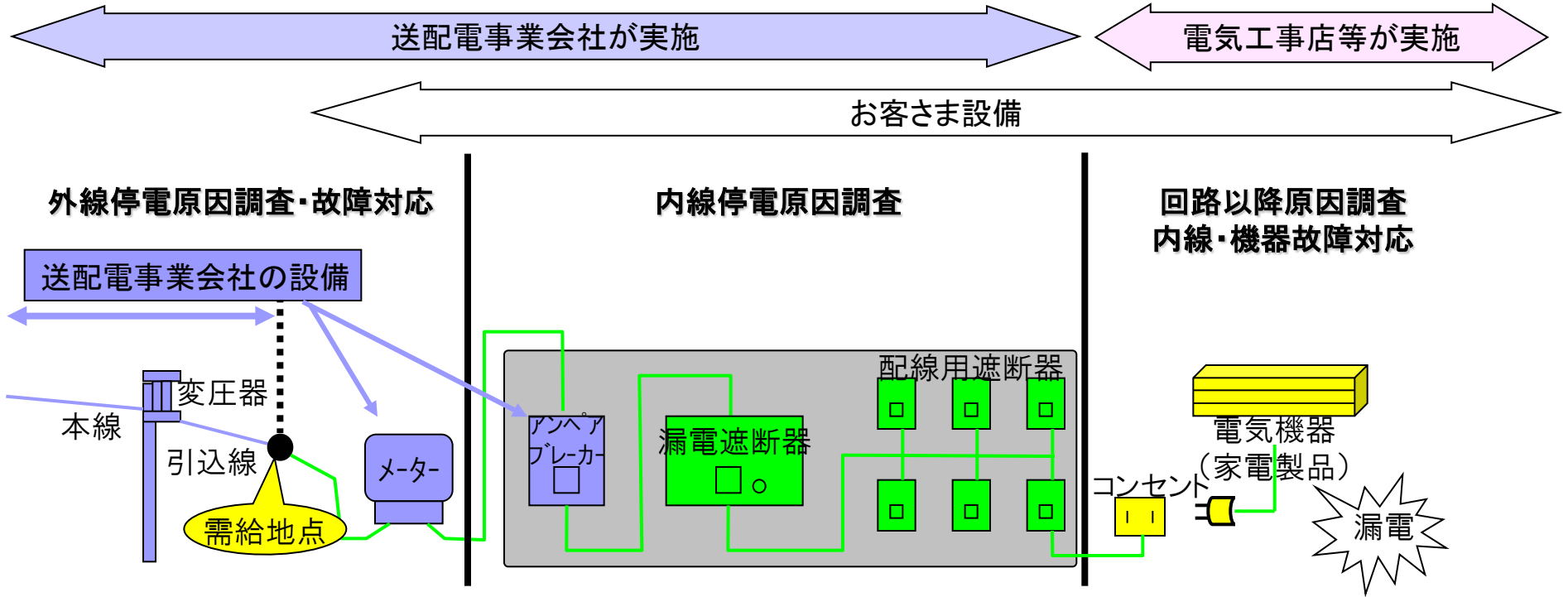


※計画的にスマートメーターに交換していくが、業務システムは料金メニューに合わせて変更

# 2. 小売と送配電の分離に伴う課題 ③停電対応と内線の扱い

- 需要地内の電気設備(内線)は、お客さま設備と整理されており、現在においても故障や修理の対応はお客さまが電気工事店に依頼することとなっているが、停電が起きた場合、お客さまでは原因が事業者側の設備(外線)か内線か特定できないことに加え、外線に原因がある場合には事業者が故障対応を含めて責任を負うべきであることから、電力会社が出向し、原因調査を行っているのが実態。
- 分社化後は送配電事業会社が現行と同様の業務を行い、お客さま利便性を損なわないように努める。

## 【停電調査業務と事業区分】



※ スマートメーター導入により、電力会社の出向を待たずに、お客さま側で原因特定が可能な範囲が拡大する見込み

# 3. 送配電と発電の分離に伴う課題 ①予備力・調整力の確保と需給運用

- HDカンパニー制移行に伴い、これまで一体で行ってきた発電機の運用が、発電事業者と小売事業者・送配電事業者との契約に基づく運用に移行する。
- 安定供給確保の観点から、システムを運用する送配電事業者が必要な予備力・調整力を確実に確保・運用できる仕組みと、それに要した費用をシステム利用者から過不足なく回収できる仕組みの整備をお願いしたい。

## 予備力・調整力の確保

1	発電機への調整機能 具備の要件化	<ul style="list-style-type: none"><li>・発電事業者は周波数維持義務を負わないことから、系統安定化のための調整力具備のインセンティブがない。</li><li>・一定規模以上の発電設備に対し、周波数調整機能を具備することを系統連系にあたっての技術要件とすることで、必要な調整力の確保が担保されるようにすることが必要と考える。</li></ul>
2	年間計画段階での予備力・調整力確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般送配電事業者が発電事業者からピーク時間に必要な予備力・調整力を年間計画段階で調達できるよう、予備力確保・費用負担の責任体制の明確化が必要と考える。</li></ul>

## 需給運用

3	需給運用で用いる電源の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・系統運用者である一般送配電事業者が、調整機能を具備する全ての電源(調整電源)を対象として、直接指令を行い需給運用を実施できるよう、最終の需給計画提出以降の調整力について、系統運用者がそのような権限を保有できるようにすることが必要と考える。</li><li>・また、実需給での調整力確保のため、必要に応じて系統運用者も発電計画の調整ができるようにすることが必要と考える。</li></ul>
---	---------------	---

## 費用回収

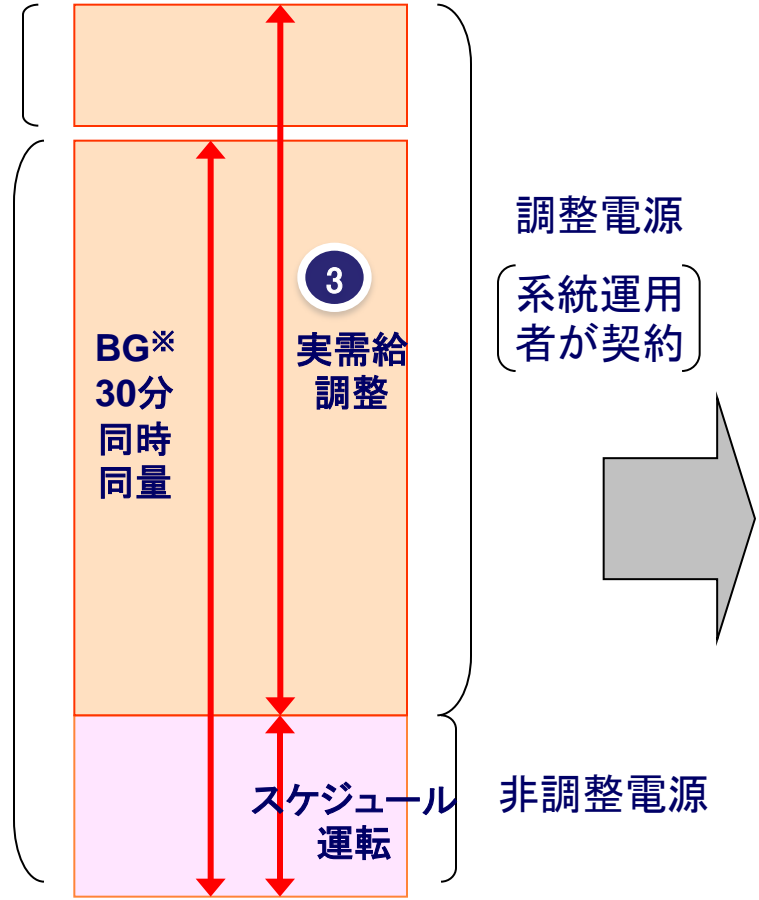
4	確実な費用回収	<ul style="list-style-type: none"><li>・系統運用者である一般送配電事業者が、予備力・調整力の調達・運用に要した費用をシステム利用者から過不足なく回収できることが必要となる。</li></ul>
---	---------	---

# 【参考】電源の分類と調整電源の利用イメージ

2

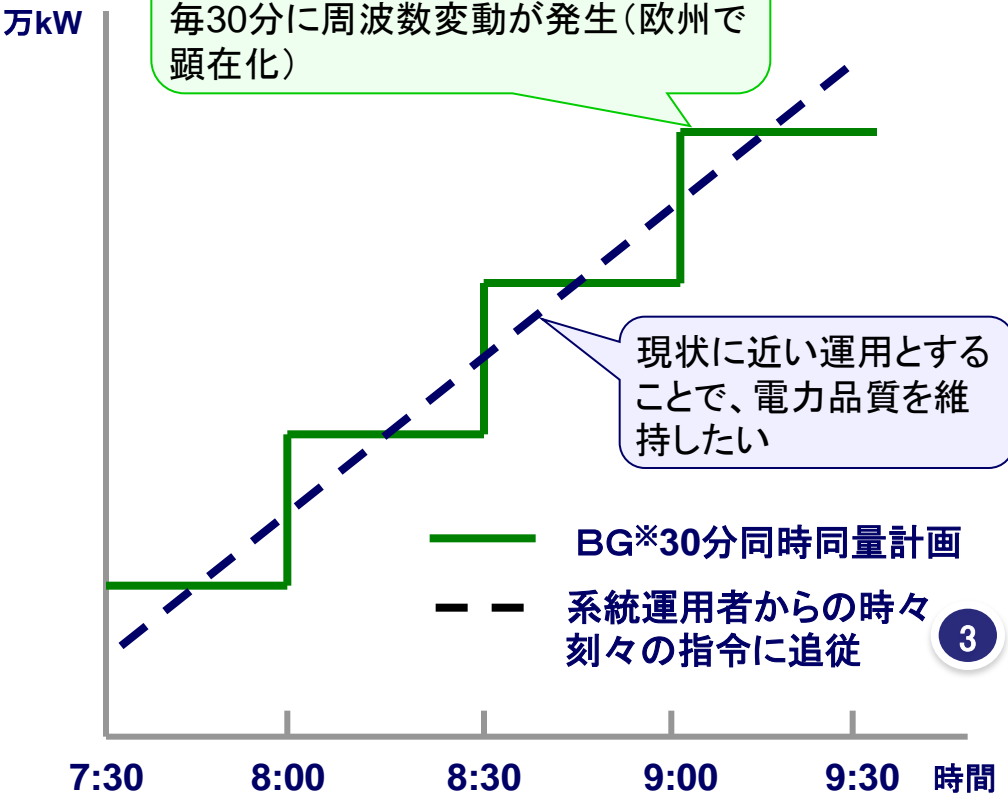
系統運用者が確保する予備力

エリア需要



電源の分類と利用イメージ

ほぼ全ての電源が30分同時同量運転(実線)を行うと、出力を切り替える毎30分に周波数変動が発生(欧州で顕在化)



調整電源の利用イメージ



# 【参考】予備力・調整力の確保と需給運用イメージ

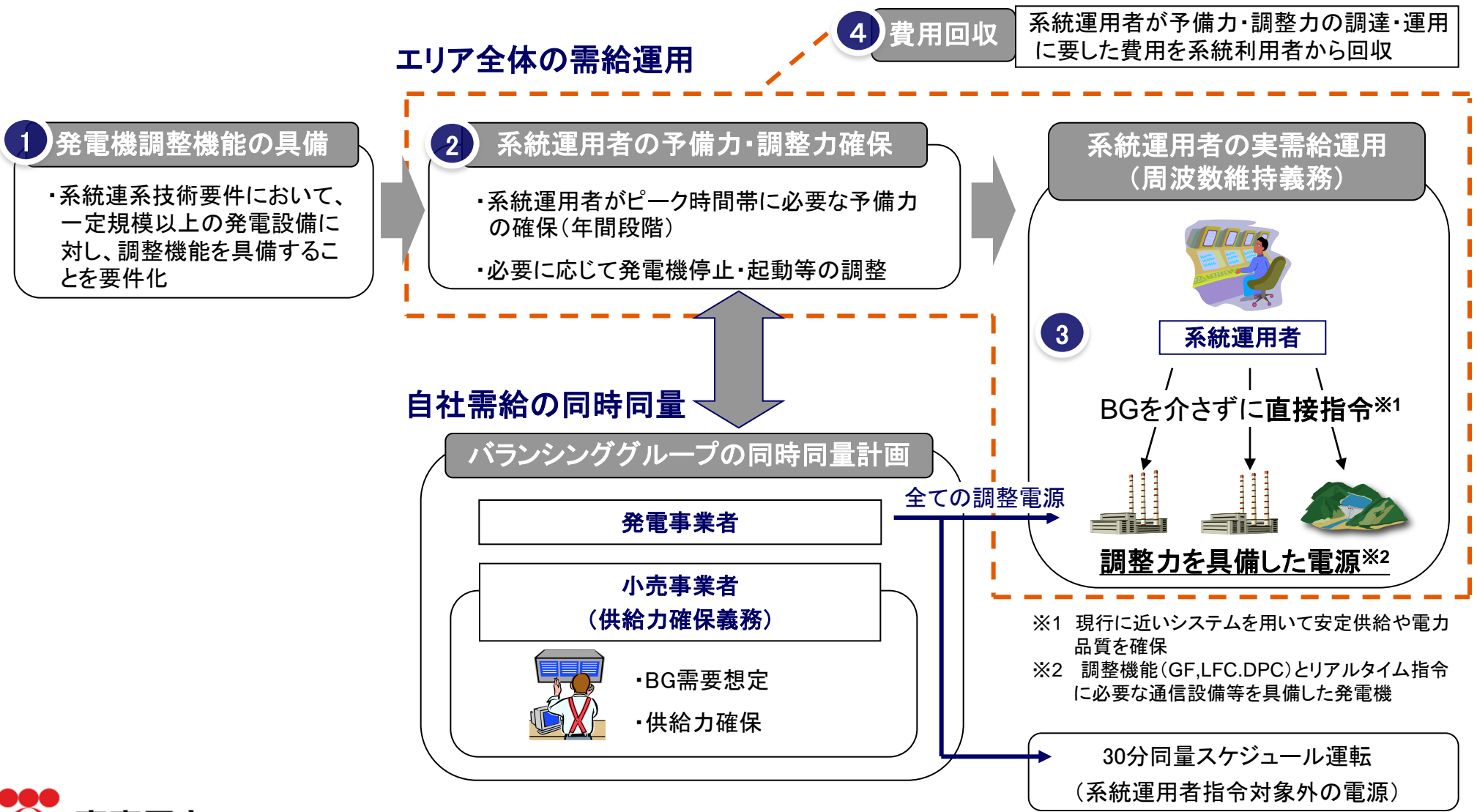
発電機系統連系時



年間～1H前(最終計画提出まで)



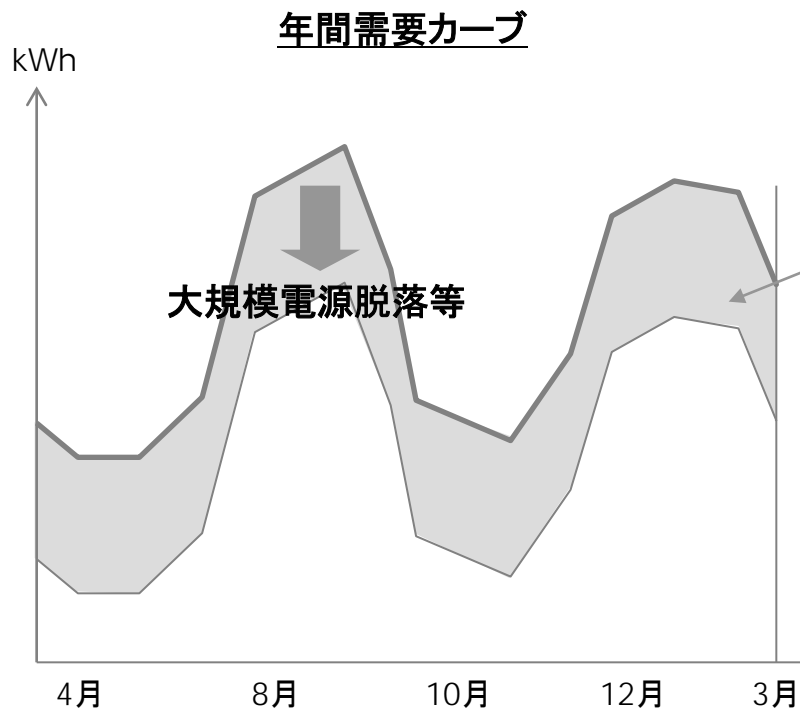
1H前～実需給



### 3. 送配電と発電の分離に伴う課題 ②安定供給のための電源確保

- 大規模災害などによる電源の脱落が発生した場合、年間需要に対し、電力量(kWh)面で供給支障となるおそれがある。
- 現状と同様の安定供給を確保するためには、長期的な電力量(kWh)不足時の対応力を確保する必要がある。特に、柔軟性は高いものの競争力の相対的に低い石油火力については、設備のみならず、石油精製能力の維持・確保に配慮した仕組みが必要と考える。
- このような稀頻度かつ大規模なリスクへの備えは、誰が担うべきか議論をお願いしたい。

#### 電力量(kWh)不足の概念図



#### 電力量(kWh)不足への対応

##### ✓ 自社火力の増

LNG スポット・長期計画分の追加(2ヶ月で調達)

LPG 追加調達(2週間で調達)

石油 追加調達(1~2日で調達)

##### ✓ 他社購入電力の増

他社購入契約の枠内での購入増

取引所からの購入増、自家発余剰買い上げ

大規模災害などによる電源脱落時に生じる  
電力量(kWh)不足を補うための  
電源、燃料確保手段の維持・確保が必要  
(特に石油火力の維持・確保が課題)

## 4. その他 経営全般に関する課題等

- 新・総合特別事業計画では、下記の通り国に要望しているところである。具体的には、特に以下の課題への対応について、迅速な制度整備をお願いしたい。

### 【新・総合特別事業計画より抜粋】

- 「機構は、国に対し、エネルギー関連法制の見直し等において、事業者自ら安全性を高める仕組みの導入、自治体等の関係者による安全性への理解確保のあり方の明確化、電力システム改革が進展する中における原子力事業環境のあり方の検討、ガス事業制度改革の着実な実施など、必要な措置を講じるよう要請する。」(p15)
- 「法的分離に伴う債務の取り扱いについては、会社分割に対する債権者の権利義務に配慮するとともに、分社化後の各事業子会社がアライアンスや資金調達の自由度を確保できるよう、制度面を含めた手当てがなされることが必要となる。」(p62)

料金規制撤廃に伴う回収不確実化への対応

- ・長期に亘る回収が必要なコスト(原子力解体引当金や再処理等引当金等)は、制度的保証がなくなることで費用認識の前倒しを迫られるおそれがあるため、会計措置に加え、回収を確実化するための制度的措置が必要。

分社化に伴う社債権者等保護

- ・HDカンパニー制への移行に際しての社債権者等の権利保護のため、新総特における社債権者保護の方法(一般担保等を基礎とする方法)等の実現に必要な措置が確保されること。

会計制度等

- ・電気事業会計規則をはじめとした会計制度、税制面について、分社化に配慮した措置をお願いしたい。

人事に関わる行為規制

- ・電力システム改革専門委報告書には人事異動の制限等の記載があるが、具体的な内容の早期明確化をお願いしたい。

発電の分離に伴う課題

- ・発電および電源種別毎に分離する場合における、常時バックアップの位置づけをどうするか。